

告 示

当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、蟹江ボクシングジム（以下「蟹江ジム」という）所属ボクサーである干場 悟（ライセンスNo.45661）選手を令和 8 年 5 月 16 日より 6 ケ月のライセンス停止処分とする。

理由： 蟹江ジム所属干場 悟選手は、令和 8 年 5 月 17 日試合の前日計量において 0.2kg 体重超過となり計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は干場 悟選手を令和 8 年 5 月 16 日より 6 ケ月のライセンス停止処分とする。

併せて、当財団は本日 J B C 試合ルール第 15 条（ライセンス所持者に対する制裁措置）及び J B C 制裁規程第 2 条第 1 項第 1 号（制裁処分）に基づき、蟹江ジムのマネージャーである渡辺 美紀（ライセンスNo.41647）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、渡辺 美紀氏が上記記載の事実について、マネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション